

## 武力衝突およびその他の暴動における 医療関係者の保護と尊厳に関するWMA声明

2011年10月、ウルグアイ、モンテビデオにおける第62回WMA総会で採択

### 序文

- 1 戦争や武力紛争の際には病院や他の医療施設がしばしば攻撃・悪用され、患者や医療従事者が殺害されたり負傷している。このような攻撃は、ジュネーブ条約（1949年）、ジュネーブ条約追加議定書（1977年）、およびWMAの戦時規定（2006）に違反している。
- 2 WMAは、武力紛争時に医療従事者や医療施設に対する攻撃が判明した場合、これに対して積極的に批難を続けてきた。赤十字国際委員会のジュネーブ条約と同条約の追加議定書は、国際的および非国際的武力紛争時における医療従事者の保護を定めている。紛争当事者は負傷しまたは病気にかかった戦闘員や民間人に対する医療行為を妨げてはならず、また、医療機能を攻撃、脅迫、妨害してはならない義務がある。医師や他の医療従事者は中立者とみなされるべきであり、その義務の遂行を妨害してはならない。
- 3 医療従事者や医療施設に対する暴力行為に関する体系的な報告や証拠資料の欠如は、民間人と軍人の双方への脅威となる。そうした情報が入手できぬ限り、保護活動のための方策や戦時法遵守の強化に対する取り組みも進展を阻まれることになる。

### 声明

- 4 WMAは、武力紛争時における医療従事者、医療施設、および医療車両に対するすべての攻撃と悪用を強く非難する。これらの攻撃は救助を必要とする人々を多大な危険にさらし、医師と医療従事者の紛争地域からの批難を招き、結果として医療従事者の欠如へとつながってしまうこととなる。
- 5 現時点では、紛争当事者は医療従事者や医療施設に対する攻撃に関して情報を収集する責務がない。攻撃後の情報収集は、医療従事者や医療施設に対する攻撃理由を特定するためには不可欠である。そうした情報は、攻撃の性質を理解し将来の攻撃を防ぐために必要な措置を講じるためにも重要である。すべての攻撃は適切に調査されなければならない。ジュネーブ条約と同条約の追加議定書に違反した者は法的制裁を受けなくてはならない。
- 6 武力紛争時における医師、医療従事者および医療施設に対する攻撃に関する情報を収集し、広めていくために必要な手段を備えた体制を適当な国際組織が確立することを、WMAは要請する。このような仕組みの中には、国連の新たな役職として医療従事者の独立と尊厳について担当する報告者の設置なども考えることができよう。「医療従事者の独立と尊厳に関する国連報告者へのWMA提言（1997年）」で述べられているように、「戦闘地または政治的緊張状態においても、医師は自由に移動させられることが許され、患者

が国籍や出身民族によって差別されることなく医療を受けられるよう監視することが、新たな報告者の職務となろう」。

7 そうした報告体制が確立された際には、WMAは各国医師会に対し、既知の武力紛争に関して報告するよう推奨することになろう。

